

牧之原市路線バス通学定期券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、路線バスの利用促進及び家計負担の軽減を図るため、路線バスの通学定期券を購入し、高等学校等に通学する生徒（以下「生徒」という。）又は保護者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づき、しずてつジャストライン株式会社が牧之原市内で運行する路線バスであり、別表第1に定める路線バスをいう。
- (2) 通学定期券 路線バスの通学用に販売する定期券をいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に定める高等学校、特別支援学校（高等部に限る）、高等専門学校及び法第124条に定める専修学校の高等課程をいう。
- (4) 保護者等 法第16条に規定する保護者及びその保護者に相当する者として市長が認める者をいう。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 補助の対象及び補助率等は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象

補助の対象となる者は、市の住民基本台帳に登録され、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ア 高等学校等に在籍中で市内に住所を有する生徒の保護者等

イ 申請年度の4月1日から翌年3月31日までの間を有効期間とし、かつ、年度を通じた購入金額が、生徒一人に対し5万円以上となる通学定期券を購入する保護者等

ウ 世帯員の全員が納付すべき市税等を滞納していない世帯

(2) 補助率等

補助率等は、別表第2に定める額とする。

2 前項第1号の規定に関わらず、生徒と同一の世帯に保護者等がない場合に限り、生徒を補助の対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 生徒が高等学校等に在籍していることを証明する書類の写し

イ 生徒が使用する通学定期券の控え券紙の写し

ウ 誓約書兼同意書（様式第2号）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

申請年度の2月末日まで

2 補助金の交付申請は、生徒1人に対し1回限りとする。

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
相当と認めるときは、交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により
通知するものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が相当と認められないときは、不交付決定通
知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認
を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(補助額に影響がない等の軽微な変更は除く。)を
しようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市路線バス通学定期券購入費補
助金交付要綱を遵守すること。

(3) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(補助金の請求)

第7条 補助金を請求するときは、第5条に規定する交付決定通知書兼交付確
定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様
式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、次の各号のい
ずれかに該当すると認める場合は、交付の決定及び確定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 通学定期券の払い戻しを受け、第3条第1号イに規定する要件に該
当しなくなったとき。

2 前項の規定により交付の決定及び確定を取り消された者は、既に補助金
が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければなら
ない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

バス事業者路線	特急静岡相良線、藤枝相良線、島田静波線
自主運行路線	萩間線、勝間田線、相良御前崎線、相良浜岡線

別表第2（第3条関係）

在籍先	補助率	補助上限額
静岡県立相良高等学校 静岡県立榛原高等学校	購入金額の2分の1	3万円
市外の高等学校等		2万円

（注）

補助金の額は生徒ごとに算出し、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第4条関係）

交付申請書兼実績報告書

年 月 日

牧之原市長

住 所

氏 名

電話番号

年度において路線バス通学定期券購入費補助金の交付を受けたいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助額

1人目補助額	円
2人目補助額	円
3人目補助額	円
合計補助額	円

2 生徒の情報等

1人目	項目	記入欄
生徒の情報	生徒氏名	
	学校名	
	学年	年
	生年月日	年 月 日
路線バスの情報	利用路線名	
	乗車バス停	
	降車バス停	
通学定期券の情報	通学定期券の有効期間	① から ヶ月間 ② から ヶ月間
	購入金額(合計5万円以上)	① 円 ② 円
	補助額	円

2人目	項目	記入欄
生徒の情報	生徒氏名	
	学校名	
	学年	年
	生年月日	年 月 日

路線バスの情報	利用路線名	
	乗車バス停	
	降車バス停	
通学定期券の情報	通学定期券の有効期間	① から ヶ月間
		② から ヶ月間
	購入金額(合計5万円以上)	① 円
		② 円
補助額	円	

3人目	項目	記入欄
生徒の情報	生徒氏名	
	学校名	
	学年	年
	生年月日	年 月 日
路線バスの情報	利用路線名	
	乗車バス停	
	降車バス停	
通学定期券の情報	通学定期券の有効期間	① から ヶ月間
		② から ヶ月間
	購入金額(合計5万円以上)	① 円
		② 円
補助額	円	

(注)

- 1 補助金の額は生徒ごとに算出し、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 しずてつが実施する第3子以降の者に対する割引の適用を受けた者は、割引後の額を購入金額とする。

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書

牧之原市路線バス通学定期券購入費補助金の交付申請に当たり、次の事項について、誓約します。

誓約事項

- 1 世帯全員が市税等を滞納していません。
- 2 通学定期券の購入後に払い戻しを受けたことにより、補助額に変更があった場合には、変更の承認を申請します。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市長の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、市の職員が市税及び国民健康保険税の納入状況並びに住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

年 月 日

牧之原市長

申請者
氏 名

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

様

交付決定通知書兼交付確定通知書

牧之原市長

年 月 日付けで申請のあった路線バス通学定期券購入費補助金について、次のとおり交付を決定し、及び確定します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更（補助額に影響がない等の軽微な変更は除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市路線バス通学定期券購入費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (3) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

不交付決定通知書

牧之原市長 印

年 月 日付けで申請のあった路線バス通学定期券購入費補助金について、下記の理由により不承認とします。

記

- 1 対象者名
- 2 不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の
確定を受けた 年度路線バス通学定期券購入費補助金として、上記のと
おり請求します。

年 月 日

牧之原市長

住 所
氏 名
電話番号

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本 店 支店 ()
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。